

「所得税法等の一部を改正する法律案」趣旨説明質疑

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム 末松義規

共同会派 立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの末松義規です。

私は、共同会派を代表して、ただいま議題となりました、所得税法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

【桜を見る会】

●まず始めに、ここまでの予算委員会でも国民の疑念がさらに深まった「桜を見る会」についての総理答弁に関し、質問します。

①2月4日の予算委員会で、総理は「『桜を見る会前夜祭』に係るアンケートの作成や発送、通信費等の費用は、自民党山口県第四支部が支出した」と答弁されていますが、総理個人の後援会主催会合に、党支部から経費を支出する理由は何でしょうか。(総理)

②また、それは適切な支出と言えるのでしょうか。(総理)

③総理は「『前夜祭』は会場ホテルと参加者 800 人個人個人の契約、即ち契約主体はホテルと参加者で、支出としては両者のみで完結しているから「前夜祭」の主催者である安倍晋三後援会の支出はない」と常識では考えづらい主張をしておられます。

総理が支部長である党支部に「前夜祭」に係る収支が発生しているということは、「前夜祭」の契約主体は安倍事務所であり、前夜祭の収支について収支報告書に当然記載義務が生じるのではないのでしょうか。(総理)

④また、価格設定に関して「政治家としての 25 年の間に培われた責任」という表現で、安倍総理の信頼と安倍事務所の関与を認められたことから、契約主体は安倍事務所ということになります。

一方、キャンセルなどのリスク負担については、特段の取り決めがなかったとしていますがリスク負担についての規約すら見ていない参加者に、リスクを負担させることは不可能ですから、リスク負担者は安倍事務所であり、即ち契約主体は同じく安倍事務所だということではないのでしょうか。(総理)

⑤そして、予算委員会で、ホテルが作成している明細書について、「その宛名だけでも確認要請して下さい」とお願いしていますが、宛名をこの場でお答え下さい。(総理)

宛名だけならホテル側の営業の秘密に当たりません。

総理は「ホテルに指示できない」と言われましたが、要請は総理にその気があるならできるはずで

す。
この様に、総理答弁からも益々疑惑が深まっている状況ですので、今後とも総理の誠実な説明責任を求めて参ります。

【新型肺炎】

●次に、新型コロナ・ウィルス騒動に関して伺います。

報道によりますと、2月6日現在、感染者数は2万8千人を超え、死者は563人に達したとのこと

です。
中国では、すでにパンデミックという様相を呈しています。

今回の新型肺炎は弱毒性ですが、歴史を振り返れば、同様に弱毒性といわれた1918年～19年のスペイン風邪では、全世界で5000万人～1億人が死亡し、日本人も約40万人が死亡したと

言われています。
このときは、医療従事者が自ら防護せずに最初にスペイン風邪にかかったことで医療機関が機能不全となり、大混乱に陥っています。

スペイン風邪のパンデミック持続期間は、第3波までありましたが、それぞれ大体6か月間前後の期間でした。

また2003年のSARSの時、発生から終息宣言までに8か月の期間を要しました。

ただ現在は、医療従事者や国民の防護の充実や、ゲノム編集等による新薬の短期間開発、過去例からの教訓などにより、効果的なパンデミック封じ込めが期待されるところです。

⑥まずお聴きたいのは、現時点では見極めにくいとは承知していますが、パンデミックになる危険性及び新型肺炎が持続すると見込まれる期間についてです。

政府の見通しを伺います。(総理)

⑦特に本年は、東京オリンピック・パラリンピック開催の年です。

来週にはIOC関係者との会合があるやに聞いていますが、事態の深刻化などを想定して、オリパラ大会の開催条件のどの部分について話し合いが行われると考えているのでしょうか。(総理)

⑧また、1月30日に、WHO(世界保健機関)が緊急事態を宣言しましたが、これに対する終結宣言が出されるまでオリパラ大会を開催することはできないのでしょうか。政府の見解を伺います。(総理)

⑨さらに、南半球のオーストラリア等では、ずっと大規模な森林火災が続いています。事態は極めて深刻です。

世界中で温暖化による自然の猛威が激化していますが、今年のアリ・パラの時期に、昨年のように猛烈な台風が来ると、競技に大きな支障をきたしてしまいます。

加えて、異常猛暑を避けるためにも、多くの国民が考えているように、開催時期を秋の体育の日前後にずらすことはできないのでしょうか。(総理)

⑩現在、自分の身を守る手段であるマスクやゴーグルなどが品切れで、多くの国民が困っています。政府の対応はどうなっているのでしょうか。(総理)

⑪中国経済がこの騒ぎでかなり落ち込む上に、これから工場等の一時閉鎖や操業不能などによって中国のサプライチェーンが傷つきます。日本や南米諸国ひいては全世界からの対中輸出も激減するなど、世界経済にも相当程度のダウンが見込まれます。

さらに、米中貿易戦争によって実体経済が脆弱になっていることに加えて、米国による中国人の受入拒否による経済的悪影響や経済活動の縮小化等で、中国経済が一気に悪化する危険性も高くなっています。

これが引き金となって、株価の世界的大暴落が起こる危険性もあります。

政府はコロナ・ウィルス騒動を日本経済に対するリスク要因として、どのように見込んでいるのでしょうか。(総理)

【税制改正総論】

●令和2年度税制改正を見ると、現在の日本社会に求められている格差是正などの本質的な税制課題に真正面から向き合っておらず、その場しのぎの小手先対応にしか見えません。

また、消費税増税により家計の負担が増えているにもかかわらず、国民の苦しみや不満をしっかりとらえて、適切に改正していく努力の跡を見ることもできません。

以下、各論について伺います。

【個人所得課税】

●まず、未婚のひとり親について、寡婦控除と同等の負担軽減措置が導入されていることは評価できますが、

⑫所得 500 万円以下であって子以外の扶養親族を抱える方が男性である場合、何故、寡夫控除を受けられないのでしょうか。

また、子の人数が一人の場合も複数の場合も控除額が変わらないというのは、生活の実態を踏まえておらず、適切ではないと考えますが、政府の見解を求めます。(財務大臣)

【NISA 見直し】

●次に、NISA 制度の見直しについて伺います。

2018 年時点で NISA のモデルとなったイギリスの ISA 利用者は成人人口の 42.5%に達していますが、日本では 11.4%しか NISA を利用していません。

⑬この差は何が原因であると考えていますか。仕組みの複雑さにあるのではないのでしょうか。(金融担当大臣)

【オープンイノベーション促進税制】

●改正案の目玉の一つとされる「オープンイノベーション促進税制」についても伺います。

⑭そもそもオープンイノベーションは、新しい付加価値を創造するものであり、事前に見通しがつくようなケースは稀であることから、出資対象に関する要件については、出来るだけ柔軟に設定すべきであったと考えますがいかがですか。

(財務大臣)

【5G導入促進税制】

●次に、「5G導入促進税制」について伺います。

世界をあげて5G導入競争が行われていることは承知しておりますが、5G実施システムによる強力な電磁波は、人体に悪影響があるとする報告もあります。また、ハーバード大学の研究者(スーザン・クロフォード教授)によれば、「米連邦通信委員会(FCC)が30年も前の古過ぎる基準に基づいて、電磁波の人体への影響について『問題ない』と判断してきたのはおかしい。科学的知見に基づいた新しい基準による評価が必要だ」と述べています。

⑮人体や動物への安全性については、国際的にも、我が国においても検証済みなののでしょうか。また、人体や動物への影響の観点からの適切な安全対策は取られることになるのでしょうか。(総理)

【消費増税関連】

●次に、消費増税について伺います。

⑯日本商工会議所が公表した「中小企業における消費税の価格転嫁等に関する実態調査」によると、全体の30%以上の事業者が消費税率引上げ後の価格転嫁について、一部もしくは全く転嫁できていないと回答していますが、こうした事業者の厳しい現状を政府は明確に認識しているのでしょうか。(総理)

⑰また、同じ調査では、2割近い企業(17.6%)が2023年10月からのインボイス方式の義務化後、「免税事業者との取引を行わない」としております。免税事業者、特に下請事業者を廃業に追い込むインボイス方式の義務化については再考すべきではないのでしょうか。(総理)

【自動車関連諸税】

●自動車には、地方ほど生活必需品であるにもかかわらず、不合理かつ過重な税が課されています。

⑱その観点から、自動車関連諸税は整理する必要があると思いますが、政府内では、どのような検討が行われたのでしょうか。(総理)

【賃金拡大】

●最近では、企業の内部留保金が460兆円も積み上げられている一方、43%という戦後最低の労働分配率が示しているとおおり、6,000万人ともいわれるサラリーマンへの賃金支払いが一向に改善されていません。

むしろ、実質賃金は長期間下がりっぱなしです。

⑲実質賃金の長期的な下落が消費力減退の原因だと言われて久しいのですが、大企業の内部留保金拡大志向を変えさせて、賃金上昇により消費力拡大、ひいては、足腰の強い景気回復を実現するような抜本的な改革が必要だと考えます。

消費マインドの拡大、国民生活の底上げという観点からも、他の先進国に比べて非常に見劣りする「最低賃金」を引き上げていくべきです。

同様に、大企業の圧力等によって、下請け中小零細事業者がなかなか従業員の給料を上げられない日本の古い企業秩序や業界慣行に対しても、大胆にメスを入れて大きな改革を迫っていく必要があると確信します。

政府の見解を求めます。(総理)

【所得再分配機能の強化】

●所得金額が1億円を超えると所得税の負担率が下がっているという実態、さらには、利益に占める法人税額の割合(法人税の負担率)が資本金1億円超5億円以下のレベルを境に下がっています。

つまり、日本という国は、一般国民の生活よりも、億万長者や巨大企業に対して極めて有利なシステムをとってきた国だということです。この点は、アベノミクスという大金持ち優遇政策でさらに顕著となりました。

このように、金融所得課税や法人課税をはじめとする「格差をどんどん拡大する不公平な税制体系」については、抜本の見直しを避けてきたのです。

⑳税制の有する所得再分配機能の観点から、これらの不公平を直ちに是正すべく、税制の全体像を見据えた格差是正抜本改革を行うべき時期にきています。

政府の見解を求めます。(総理)

【まとめ】

●内閣府の先月の月例経済報告では、「景気は、輸出が引き続き弱含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している」という、わけのわからない表現で示していますが、現実には、昨年末の 26 兆円もの超大型経済対策や、補正予算でも述べていたオリンピック後の経済パラマキというような緊急大規模カンフル剤を切れ目なく打っていかねば経済失速してしまうという厳しい状況にあるのではないのでしょうか。

「トリクルダウン」というインチキ理論によって、大金持ちや巨大企業だけを優遇して、一般の国民生活を痩せ細らせてきた大きなツケがまわってきているのです。

今年こそ、日本人の格差是正に向け、税制による所得再分配機能の強化のために抜本的な見直しを行うべき時であったのです！

未だにその議論を避け、その場しのぎの対応をとったのが、今回の小粒・税制改正だと言わざるを得ません。

●「一部の上級国民のためではなく、大多数国民の生活を豊かにするためのより良い税制」構築に向けて、今こそ十分な国会審議が必要である！ということを最後に申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。